

非農産品市場アクセス交渉に関する日本の提案（貢献文書）概要・背景

（総論）

累次のラウンドを通じて非農産品の関税率は大幅に引き下げられてきたが、さらなる改善の余地があり、ドーハ閣僚宣言に基づき、本交渉を推進すべき。我が国として、モダリティ合意に向けた論点を提示し、交渉に参画・貢献する。なお、交渉を巡る諸情勢の推移に応じて、更なる提案を行う。

（各論）

ドーハ閣僚宣言の合意を踏まえ、包括的な交渉とすることが必要不可欠。但し、各個別品目を取り巻く状況にも配慮しながら交渉を進める。

譲許率の向上（税率上限をWTO譲許表により約束）

先進国はほぼ100%税率を約束。途上国はアセアンでも7割程度。

目標関税率の設定（関税引き下げ目標値設定）

既に税率の低い先進国は引き下げ余地が小さく（我が国は貿易加重平均で1.7%、他の4極で3～4%）、むしろ高関税の途上国に目標関税率設定による税率引き下げを要望（アセアンで20～30%程度）。

ゼロゼロ／ハーモナイゼーション

ITTA（情報技術製品関税撤廃合意）や化学ハーモ（化学品の税率調和）の参加国の拡大（メキシコやブラジルなどが未加入）。我が国が既に関税を概ね撤廃している、家電、自転車、ゴム及びその製品、ガラス及びその製品、陶磁器、カメラ、時計などの相互関税撤廃。繊維及び繊維製品のハーモ（繊維は途上国の関心品目（タリフピーク）でもあり、まずは、米国（20%程度）を我が国（10%程度）並みに引き下げさせるべく要望）。

実施期間・ステージング

2005年に合意し、2010年までに段階的に実施。途上国や後発開発途上国はさらに期間面で配慮。交渉のベースは譲許税率であるが、意味あるアクセスの観点から実行税率の実態も考慮。

特別かつ異なる待遇

途上国や後発開発途上国は実施期間や引き下げ幅で配慮。先進国側の特惠関税制度の改善も検討。

環境物品の市場アクセス／環境保護及び持続可能な開発

環境にやさしい品目（公害防止機器等）はアクセス拡大を図る一方（我が国は既に概ね関税ゼロ）、地球規模の環境問題や有限天然資源の持続的利用の観点を踏まえて対応すべき品目には特別の配慮が必要（この点については、更なる提案を行う）。

